

## 東京都北区公共工事の前金払に関する取扱要綱

### (通則)

第1条 東京都北区契約事務規則（昭和39年3月東京都北区規則第4号。以下「規則」という。）による公共工事の前金払に関する事務の取扱については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (前金払の特例)

第2条 規則第48条の2第1項第1号ただし書の区長が特に必要と認める工事とは、予定価格が40億円を超え、かつ、複数年度の工期のものとする。

### (前金払の制限)

第3条 規則により前金払の対象とされる土木工事等または工事関連設計等（以下「工事等」という。）であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、工事等を主管する部長（以下「工事等主管部長」という。）が特に認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 工期が60日未満の工事
  - (2) 予定価格が土木工事等については300万円未満、工事関連設計等については130万円未満のもの
  - (3) 支給材料を支給する工事等で、契約金額（落札金額）に支給材の額を加えた額の4割以上の材料を支給するもの
- 2 前項に定める場合のほか、工事等主管部長が、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

### (前払金の端数整理)

第4条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (前金払の対象及び率等の明示)

第5条 前金払の対象とされる工事等及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者に対し、これを明示するものとする。

### (前払金に関する約款上の明記又は特約事項)

第6条 前払金に関して約款上又は特約として、次に掲げる事項を付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を払うこと。
- (2) 前払金の請求手続きに関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解除された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続き)

第7条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させたいうで、行わせるものとする。

2 前項にかかわらず、工事等の着手時期を別に指定する場合その他工事等主管部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第8条 規則第48条の2第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加する場合においても、前払金の合計額は、規則第48条の2第1項に規定する最高限度額をこえることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合、増額後の契約金額に規則第48条の2第1項に規定する前払金の率等（当初の前払金の支給率がこれを下回る時は、当初の前払金の支給率とする。以下次号において同じ。）を乗じた額（10万円未満の端数は切り捨てる。第2号において同じ。）から支払済みの前払金の額を差し引いた額とする。

(2) 契約金額を減額した場合、支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額に規則第48条の2第1項に規定する前払金の率等を乗じた額を差し引いた額とする。

2 規則第48条の2第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第9条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第48条の2第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から工事等主管部長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1

項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

- 4 規則第48条の2第2項の規定する場合において、残工期または残履行期間が30日未満のときその他工事等主管部長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第9条 規則第48条の2第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

- 2 規定の工期または履行期間が延長された場合には、区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。
- 3 規則第48条の2第2項の規定により前払金を返還させる場合及び規定の工期または履行期間が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

（前払金を支払った場合の部分払いの限度額）

第10条 前払金を支払った工事について部分払をするときは、規則第50条第2項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約金額}}$$

（前払金の用途制限）

第11条 前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならないものとする。

（保証契約が解除された場合等における前払金の返還）

第12条 規則第48条の2第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第48条の2第3項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支

払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

（2年度以上にわたる工事の前払金）

第13条 2年度以上にわたる工事等であっても、前払金は土木工事等については契約金額の4割、工事関連設計等については契約金額の3割に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額をこえるときは、当該超過額は、支払い済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事等に係る前払金についても適用する。

（債務負担行為に伴う工事の特例）

第14条 債務負担行為に伴う工事等であるため第3条第2項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、工事等主管部長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、昭和50年6月1日以後の入札に係る工事請負契約（入札によらない工事請負契約にあつては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用する。

付 則（21北総契第1527号 区長決裁）

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年10月1日以後に締結した工事請負契約について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の要綱第3条、第5条、第10条及び第15条に規定する前金払いの率は、平成20年4月1日以降の入札に係る工事請負契約（入札によらない工事請負契約にあつては、同日以後の締結に係るものとする。）から適用する。
- 4 付則第2項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以後の入札に係る工事請負契約（入札によらない場合にあつては、同日以後の締結に係るものとする。）から平成21年9月30日までに締結した工事請負契約に係る改正後の要綱第4条及び第10条の規定の適用については、改正後の要綱第4条及

び第10条中「2億円」とあるのは、「1億円」とする。

- 5 平成20年11月17日以後の入札に係る全ての工事請負契約については、当分の間、第5条第1項但し書きを適用する。ただし、入札によらない工事請負契約についてはこの限りではない。

付 則（26北総契第2108号 区長決裁）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日以後に契約締結した工事等の請負若しくは委託契約について適用する。

付 則（5北総契第2306号 区長決裁）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日以後に契約締結した工事等の請負又は委託契約について適用する。